

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 敦賀市長、敦賀市議会議長、敦賀市代表監査委員、敦賀市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.2%
全職員	73.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・副部長相当職	95.2%
課長相当職	101.8%
主幹相当職	95.3%
課長補佐相当職	95.0%
係長相当職	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3%
31～35年	90.5%
26～30年	82.3%
21～25年	81.6%
16～20年	83.8%
11～15年	73.8%
6～10年	89.2%
1～5年	84.0%

【説明欄】

- ・ 相対的に給与水準の低い会計年度任用職員について、約8割を女性が占めているため、全職員で比較すると男女の給与の差が大きくなっています。
- ・ 扶養手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、受給者のうち約9割が男性となっています。
- ・ 男性のほうが超過勤務時間や特殊勤務が多く、超過勤務手当や特殊勤務手当の1人あたりの支給額が女性よりも多くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。